

高松市男女共同参画センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市男女共同参画センター条例(平成7年高松市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 高松市男女共同参画センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)は、午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(入館者の遵守事項)

第4条 センターの入館者(以下「入館者」という。)は、次の事項を守らなければならない。

(1) 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食をしないこと。

(3) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬については、この限りでない。

(5) 許可なく物品等の販売又は展示、びら等の配布その他これらに類する行為をしないこと。

(6) その他センターの係員(以下「係員」という。)の指示に従うこと。

(令7規則50・一部改正)

(資料の館内利用)

第5条 センター内において資料を利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。ただし、資料の貸出しを受けたときは、この限りでない。

(資料の館外利用資格)

第6条 資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に通勤し、又は通学する者

(資料の転貸の禁止)

第7条 貸出しを受けた資料は、これを他人に転貸してはならない。

(貸し出さない資料)

第8条 次に掲げる資料は、貸出しをしない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 貴重資料

(2) センター内において特に閲覧の多い資料

(3) 市長が定める期間を経過しない定期刊行物

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

(使用目的の変更等の禁止)

第9条 条例第4条第1項(条例第8条第6項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し、停止等)

第10条 市長は、使用許可後において、条例第6条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき、又は使用者が条例第4条第2項の許可条件若しくは前条の規定に違反したときは、使用許可を取り消し、若しくは停止し、又は条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市長はその責めを負わない。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、センターに特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、使用後、使用した施設・設備等及び前条の規定による特別の設備等を使用許可期限までに原状に復さなければならない。使用許可の取消し等を受けた場合も、同様とする。

(使用者の責任)

第13条 使用者は、使用期間中善良な管理を怠ってはならない。

(使用者の遵守事項)

第14条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) センターの運営に支障を来すような行為をしないこと。
- (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (3) 使用する学習研修室の定員を超える人員を入室させないこと。
- (4) 使用する学習研修室への入室者に第4条各号に掲げる事項を守らせること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(係員の立入り)

第15条 係員は、管理上必要があると認めるときは、使用期間中随時立入りをすることができる。

(使用料の返還)

第16条 条例第5条第2項ただし書に規定する使用料を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他使用料を納付した者の責めによらない理由で使用ができなくなったとき。 全額
- (2) 使用料を納付した者が使用開始日の1週間前までに使用の取消しの申出をしたとき。 6割以内で市長が定める額

2 使用料の返還を受けようとする者は、高松市男女共同参画センター学習研修室等使用料返還申請書(様式第1号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(損傷等の届出)

第17条 入館者又は使用者は、資料又はセンターの施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、高松市男女共同参画センター資料・施設等損傷・滅失届(様式第2号)を直ちに市長に提出しなければならない。

(指定管理者が行う業務等)

第18条 条例第8条第5項第4号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの利用に関する業務のうち、次に掲げるもの
 - ア 物品等の販売又は展示、びら等の配布等の許可に関する業務
 - イ 特別の設備及び備付け以外の器具の使用に係る許可に関する業務
 - ウ 第4条第6号及び第14条第5号の係員の指示並びに第15条の規定により係員が行う業務に係るもの
 - エ 高松市会計規則(昭和39年高松市規則第34号)第44条の規定により行う業務に係るもの
 - オ その他市長が必要と認める業務
- 2 条例第8条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第10条及び第11条の規定の適用については、第10条前段中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条後段中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、高松市女性センター条例(平成7年高松市条例第11号)の施行の日から施行する。

附 則(平成14年9月27日規則第47号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年7月28日規則第59号)抄

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成17年9月22日規則第80号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第57号)抄

(施行期日等)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成19年7月27日規則第59号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第26号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年 5 月31日規則第46号)

この規則は、平成28年11月23日から施行する。

附 則(令和 7 年 6 月27日規則第50号)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、様式第 1 号及び様式第 2 号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第 1 号及び様式第 2 号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

様式第 1 号(第16条関係)

(令 7 規則50・一部改正)

様式第1号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

住 所
氏 名
（法人又は団体の場合は、
その名称及び代表者氏名）
電話番号

高松市男女共同参画センター学習研修室等使用料返還申請書

高松市男女共同参画センターの学習研修室等の使用料の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 番 号		許可年月日	年 月 日
使用を取りやめた 学 習 研 修 室 等			
返還を受けようと す る 理 由			
既 納 額	円	返還申請額	円

※ 以下は記入しないでください。

決 定 内 容	☐ 返還しない。 ☐ 高松市男女共同参画センター条例施行規則第16条 第1項第 号の規定により、既納の使用料の を返還する。
返 還 決 定 額	円

様式第2号（第17条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住 所
氏 名
（法人又は団体の場合は、
その名称及び代表者氏名）
電話番号

高松市男女共同参画センター資料・施設等損傷・滅失届

次のとおり損傷・滅失したので届けます。

損 傷 ・ 滅 失 場 所	
損 傷 ・ 滅 失 日 時	年 月 日（ ） 時 分ごろ
損 傷 ・ 滅 失 箇 所 （ 物 件 ） 及 び 数 量	
損 傷 ・ 滅 失 の 内 容	
損 傷 ・ 滅 失 の 理 由	